

ラオス六法作成を通じて考えた「法令外国語訳」の難しさ及び面白さ

JICA長期派遣専門家

伊藤 淳

1 はじめに

ラオスには現在、144の法律がある¹。その中には、JICA法整備支援プロジェクト活動において研究対象としている「民事訴訟法」や「刑事訴訟法」、2017年に成立した「刑法典」²などの他、日本の支援により2018年12月に成立したラオス民法典³の施行により廃止となる「契約執行担保法」、「家族法」、「所有権法」、「契約内外債務法」などもある。日本は、1998年から20年以上ラオスにおける法制度整備支援を続けており、多数のラオス法が日本の研究者や専門家等により研究され日本語に翻訳された。2018年7月に開始した法の支配発展促進プロジェクト（以下「当プロジェクト」という。）は、日ラオス法司法分野の協力関係20周年やその成果の一つであるラオス民法典成立を記念して、2018年10月頃から、日本語に翻訳されたラオス法をいわゆる「六法」の形にまとめて編纂する活動（以下単に「本活動」という時もある。）を開始し、2019年12月に完成する予定である⁴。

本稿では、本活動の経緯や概要を紹介すると共に、本活動を通じて当職が考えた「法令の外国語訳」の難しさ及び面白さについても述べたい。

もとより本稿の意見にわたる部分は、当職の私見であり、所属機関（法務省）やJICAの公式見解ではない。

2 本活動の経緯

まず、本活動の経緯について紹介したい。当プロジェクトは、ラオスの法司法分野の中核人材がこれまでの20年間の日本からの支援により蓄積した法的能力をより高めた上で、中核人材以外の法司法分野の人材に広めることを目的に、2018年7月11日に開始したものである。当職を含む当プロジェクトの専門家は、当プロジェクト開始前の同年4月頃から、ラオス側関係機関やJICA本部及び法務省法務総合研究所国際協

¹ 本稿執筆当時である2019年9月末時点。当プロジェクト川村仁専門家が作成した「ラオス法律名リスト」を当職において一部加工した別紙の表参照。なお、本表に記載されている法律は「公布」済みのものとして官報（official gazette）に掲載されたものである。ラオス民法典は2018年12月6日に国会で承認され成立したが、現時点で公布されていないため、本表には掲載されていない。

² 刑法典が施行されたことにより刑法（2005年）及び麻薬法75条及び76条などが廃止された（刑法典425条）。

³ ラオス民法典は「公布」の1年後に「施行」となる（民法典630条）。本稿執筆時である2019年9月末時点では公布されていない。

⁴ 執筆時である2019年9月末時点で、同年6月の国会で改正した「土地法」の翻訳作業及びチェック作業、2018年12月の国会で成立し現在は公布を待った状態にある「民法典」の翻訳作業及びチェック作業を待っているが、いずれも2019年11月中には終了する予定である。

力部（ICD）等の日本側関係機関の協力を得て、前記プロジェクト目的を達成するために必要な活動内容の検討を開始すると同時に、必要な資料等の整理を行った。当プロジェクトは、かかる作業をする中で、ラオスには、これまでの20年間の日本による支援を通じて、相当数のラオス法の日本語訳やラオスの司法制度に関する日本語資料がWEBにアップされ、当プロジェクトやICD等の内部資料等として保存されているにも関わらず⁵、これらをまとめたものが存在しないこと、さらに、当プロジェクトが確認したラオス法等の日本語訳や日本語資料は様々な機関や個人が、それぞれ異なる目的で作成・翻訳したものであるため、内容の正確性や翻訳の適切性にやや問題があるものも含まれており、著作権関係も未整理な状態（そのため内部資料にとどまり公開されていない法律や資料も多数あった。）であることに気付いた。

一方で、近時、当プロジェクトに対し、研究者や学生、日本企業関係者を中心にラオス法の日本語訳やラオスの司法制度に関する日本語資料に関する問い合わせが増加していた。また、当プロジェクトのサブワーキンググループ（SWG）の一つである教育研修改善SWGは、法学教育・法曹養成研修用として開発したモデル教材⁶を使ったモデル授業（模擬講義）を予定していたところ、同講義の中では、日本における法曹養成研修でも行われているように、学生や研修生（修習生）に法律集を配布し起案演習を行うことも想定していた。さらに、2018年4月当時、日本側及びラオス側関係者の中では、同年末頃にラオス初の民法典が成立することが期待されていた。

このような状況を踏まえて、当プロジェクトは、プロジェクトの活動におけるモデル授業等で利用することに加え、ラオスに進出する日本企業関係者やラオス在住日本人やその他ラオスに興味を持つ日本人（日本語話者）に役立てていただくことを主な目的とし、2013年3月にベトナムプロジェクトが完成させた「ベトナム六法」を参考にしながら、日本側及びラオス側関係機関の協力を得た上で、「ラオス六法」を作成し、冊子として関係者に配布すると共に、WEB上で公開することを決めたのである。

⁵ 当職は、このように多数の日本語によるラオス法やラオス司法制度に関する資料が集積された理由の一つは、日本のラオスに対する法整備支援の特徴にあると考える。すなわち、その特徴は、「良い法律や法律の執務参考資料等を作ること」ではなく「法律や執務参考資料を作る過程で人が育つこと」を大切に、プロセス重視（ラオス側が自らの頭で考えて法律や執務参考資料を作ることができるように支援する）の活動をすることにあった。このようなプロセス重視の活動をするに当たっては、日本側関係者は、日本の法律や制度をそのままラオス側に伝えるのではなく、ラオスの法律や制度を理解し日本や他国の法律や制度と比較するなどした上で、ラオス側が理解できる内容で（ラオスの文脈で）、説明や意見交換することを求められた。そのため、日本側関係者は、必然的に、ラオスの法律や司法制度を日本語で研究して理解することを続け、このような関係や活動が20年続いた結果、相当数のラオスの法律や司法制度に関する日本語資料が揃ったのである。

⁶ 日本の司法研修所などで利用されている確定事件記録を教育研修用に加工して教材（いわゆる「白表紙教材」）をイメージして作成したもので、ラオス現地では「模擬事件記録教材」などと呼んでいる（拙稿「ラオスの刑事事実認定を巡る状況～ラオスにおける刑事事実認定の適正化に向けて必要な方法論の一考察～」ICD NEWS 78号参照）。

3 本活動の概要

続いて、本活動の概要を紹介したい。本活動は、主に、3つの作業内容から構成された。すなわち、①144法令の中からラオス六法に掲載する法令を選定する作業、②選定した法令の翻訳及びその翻訳内容を正確性及び表現の統一性の観点から確認する作業、③翻訳した法令の著作権を整理する作業、である。順番としては、①を先に行い、これが終了すると同時に②及び③の作業に移っていった。なお、想像に難くないと思われるが、②の作業がもっとも困難であり、その困難さについては4章にて私見を述べたいと思うが、ここでは実際に行った作業内容を紹介したい。

まず、①掲載法令を選定する作業である。ラオスには、現在⁷、別紙の表の通り144本の法令しか存在しないことから、存在する全ての法令を日本語訳することが一番良いと思われるが、本活動は、当プロジェクト活動の範囲内で行うことを予定していたことから、活動目的、予算、人員、期限等からの制約があった。すなわち、活動目的という観点からは、まずはプロジェクト活動として予定しているモデル講義の際に利用される法律であることやプロジェクトに関係する日本側関係機関の活動や進出日本企業や在留日本人の関心事項に関する法律であることを法令選定における一つの基準とした。また、予算、人員、期限という観点からは、ラオス法を日本語に翻訳するためには日本語ラオス語通訳者（その中でも法律用語を理解する者）に依頼する必要があるところ、このような人材は限られており、そのために翻訳費用もある程度高額になることから、翻訳時間の節約という観点からも、できる限りこれまでのプロジェクト活動等を通じて日本語に翻訳した法律を掲載することも法令選定における一つの基準とした（新たに翻訳をお願いする法律が多くならないようにした。）⁸。このような方針の下で、当プロジェクトは、JICA本部やICDのみならず、在ラオス日本大使館、JICAラオス事務所、JETROビエンチャンオフィス、ビエンチャン日本人商工会議所などの協力も得て、広くラオス法に関心のある機関や個人に対しラオス六法に掲載を希望する法令のアンケートを行い、36本の掲載法令を決めた⁹。

そして、当プロジェクトは、掲載法令を選定した後、②法令の翻訳及び翻訳した翻訳内容の正確性及び表現の統一性に関する確認作業を実施した。同作業は、日本語訳がいまだ存在しないラオス法を日本語に翻訳する作業と、日本語に翻訳されたラオス法の翻訳の正確性及び表現の統一性を確認する作業に分けられるので、ここでも分けて説明したい。前者のラオス法の日本語訳作業は、ラオス六法編纂作業を開始した時点で日本語が存在しなかった法律について、法律用語を理解する日本語ラオス語通訳者に翻訳を依頼するものである。もっとも、このような通訳者を探すのは非常に難しく、当プロジェ

⁷ 本稿を執筆している2019年9月末現在。

⁸ この基準を考えるに当たっては翻訳の正確性の担保も考慮した。すなわち、ラオス法の日本語訳の正確性を確認するに当たっては、当該法律の周辺情報（ラオス司法制度に関する情報等）が欠かせない。これまでに日本語に翻訳済みのラオス法は多かれ少なかれそういった情報が存在した。

⁹ 別表の表のうち太字となっている36本の法令。

クトがプロジェクト活動の際に通訳翻訳業務をお願いしている数名の外部通訳翻訳者と川村専門家、さらに、ICDの協力を得て、当プロジェクトの本邦研修などの際に研修資料の翻訳を担当している日本国内の翻訳会社に依頼するなどして対応した。この作業と並行して、当プロジェクトの専門家及びICD教官¹⁰において、後者の作業すなわち、日本語に翻訳された36本のラオス法について、その正確性及び表現の統一性の確認を行った。もっとも、当プロジェクトの法律専門家及びICD教官は、ラオス語でラオス法を理解するレベルまでは達していないため、日本語に翻訳されたラオス法を読み、ラオスの司法制度や法律に関する知識や経験と照らして誤った点等がないか確認し、これを発見した際は理由とともに指摘し、川村専門家が同指摘事項をラオス語原文に戻って確認する、という作業を行った。

また、当プロジェクトは、掲載法令を選定した後、②法令翻訳及び翻訳内容の正確性及び表現の統一性確認作業と並行して、③各法令の翻訳者に対し、ラオス六法への掲載及びその前提として翻訳内容の変更に関する許可を得る作業も実施した。許可を得ること自体はそれほど難しい作業ではなかったものの、既に日本語訳の存在する法律の中には翻訳者が不明の法律もいくつか存在したことから、JICA本部やICD等の関係機関に協力を得て、過去の翻訳依頼記録や翻訳した法律の電子データ（プロパティ）を確認するなどして、一つ一つの法律の翻訳者（著作権者）を特定し、上記の許可を得た。

当プロジェクトは、以上の経緯・内容で本活動を実施し、これらの作業を2019年12月頃に終了させ、「ラオス六法」完成させる予定である。そして、完成したラオス六法は、冊子（第一版）を関係者に配布すると共にWEB上でも公開し、新たに法律が翻訳された場合や、翻訳の誤りが発見された場合などは、WEB版の六法を修正改訂することで対応する予定である。

4 本活動を踏まえた「法令の外国語訳」に関する考察

最後に、本活動を概ね終えた現段階で¹¹、当職が考える「法令の外国語訳の難しさ及び面白さ」に関する私見を以下述べたい。

まず、「難しさ」についてである。これは法制度整備支援関係者限らず、例えば、法務省が2009年から行っている「日本法令の外国語訳整備プロジェクト」に関わっている方などが、様々な場面で、様々な角度から、「外国の法律や司法制度を日本語に訳すこと」と「日本語の法律や司法制度を外国語に訳すこと」に関する「難しさ」が述べられている¹²。

そしてこの場合の「難しさ」の原因について、以下に挙げる以外にも様々あることは

¹⁰ 氷室隼人教官及び鈴木一子教官にご協力いただいた。

¹¹ 2019年9月末現在。

¹² 津田守「法務通訳翻訳教育の現場から」(ICD NEWS第42号)、石岡修「ラオス民事訴訟法(2012年改正)(1)」(ICD NEWS第76号)、「座談会 法令外国語訳の10年とこれからの10年」(自由と正義2019年2月号)、「世界を変える日本式『法づくり』」(文蔭春秋企画部出版部)、その他「日本法令の国際発信に向けた将来ヴィジョン会議」の議事録等参照。

承知しているが、当職は、概ね、日本語と外国語、日本法と外国法、日本の司法制度と外国の司法制度、もっと大きく言えば日本の文化と外国の文化の違いから、そもそも日本語の法律や司法制度を外国語で表現することができない（外国語にそのような言葉がない）し、その逆、つまり外国語の法律や司法制度を日本語で表すことができない（日本語にそのような言葉がない）という大前提が存在する中で、翻訳の正確性（できる限り直訳すること）と翻訳のわかりやすさ（翻訳された言葉を読んで無理なく理解できるようにすること）を求められ（求め）たことで生じるものと理解している。

当職も本活動を通じてその「難しさ」を感じたので少しだけご紹介したい。ラオス六法にも掲載される「刑事訴訟法」、「麻薬法」、「民事訴訟法」では「コーンガーン」、「ラックターン」という言葉が使われている。当職ら当プロジェクト専門家は、本活動を開始する前、石岡修前専門家が民事訴訟法において「コーンガーン」を証拠物、「ラックターン」を証拠と翻訳されていたこともあり¹³、同様に理解していた。しかし、本活動を進める中で、上記3つの法律における「コーンガーン」と「ラックターン」の意味が微妙に異なるのではないかという疑問が生じた。そこで、プロジェクト関係者でもあるラオス人検察官に質問したところ、刑事事件手続において「コーンガーン」は、証拠として裁判所に評価、採用される前の段階の資料、情報であり、刑事事件手続では、証拠は事件現場などで発見・押収された段階では「コーンガーン」と言うが、その後に裁判官により証拠の評価を受けて採用された段階で「ラックターン」と言うようになるという趣旨の説明をされた。かかるラオス人検察官による刑事事件手続における「コーンガーン」と「ラックターン」の用語の意味の説明は、石岡前専門家による民事訴訟法上のそれと異なることから、刑事訴訟法やその他刑事関係法令では、「コーンガーン」と「ラックターン」という言葉が、民事訴訟法におけるこれらの言葉とは異なる意味で使われている可能性が生じた。当職も、これまでのラオス司法制度（刑事事件手続）に関する調査研究等を踏まえ、ラオス人検察官が説明する刑事事件手続における「コーンガーン」と「ラックターン」に関する言葉の使い分けは、「刑事事件手続における事実認定プロセスを意識した上での言葉の使い分けではないか」と考えた（仮説を立てた。）。当職は、仮説の前提として、ラオスと日本の刑事事件手続における事実認定のプロセスについて、①警察や検察が、証拠を収集し、裁判所に対し、事実認定の基礎となる証拠として取調べを求めて提出する（職権主義を採用するラオスでは全ての証拠を裁判所に提出するが、当事者主義を採用する日本では訴訟当事者が自らの主張に関係する証拠を選別して証拠調請求する）、②裁判所は、提出を受けた証拠（証拠調べ請求を受けた証拠）について、証拠法（証拠能力があるのか）及び信用性（証明力があるのか）の観点から、当該証拠を評価する、③裁判所の証拠評価の結果、当該証拠（提出された、又は、証拠調請求を受けた証拠）が、証拠能力を有し、信用性も高いと判断された場合、裁判所は当該証拠を事実認定の基礎となる証拠として採用する、④裁判所は、採用した証拠により認定し

¹³ 前掲石岡「ラオス民事訴訟法（2012年改正）(1)」（ICD NEWS第76号）、「ラオス民事訴訟法（2012年改正）(2)」（ICD NEWS第77号）参照。

た「事実」に対し、法を適用して結論を導く、と理解している¹⁴。当職は、ラオス及び日本における刑事裁判での事実認定のプロセスが上記であると理解していること、ラオス人検察官からラオスの刑事事件手続における「コーンガン」と「ラックターン」の言葉の意味について上記説明を受けたことから、「コーンガン」とは、証拠法や証明力判断の過程を経ておらず、事実認定の基礎として使用できる証拠か分からない状態の証拠を意味するものと理解し、「評価前証拠」や「証拠資料」という日本語が実態をよく表現し、日本人（特に法律家）にも理解される言葉なのではないかと考えた。一方で、当職は「ラックターン」とは、証拠評価プロセスを経た、つまり証拠法や証明力判断の過程を経て事実認定の基礎として使用できる証拠と判断された証拠を意味すると理解し、事実認定のために裁判所に採用された証拠という意味で、「採用証拠」という日本語が実態をよく表現し、日本人（特に法律家）にも理解されているのではないかと考えた。そこで当職は、上記見解をプロジェクトの他専門家に提案したが、結果として当職の意見は採用されなかった。理由は主に3つで、①ラオスやタイ¹⁵では、通常、「コーンガン」という言葉は、事件現場で発見された拳銃やナイフなどを意味し、「コーン」という言葉も物（もの）を意味するところ、当職の上記仮説では「コーンガン」に物以外の証拠も含まれてしまう可能性があること、②ラオス人刑事実務家の間でも、「コーンガン」と「ラックターン」の言葉の使い分け（用語の意味）が統一されていないこと、③民事訴訟と刑事訴訟で「コーンガン」と「ラックターン」の言葉の意味を分ける理由が判明しなかったこと、であった。そのため、今回は、民事訴訟法、刑事訴訟法、麻薬法の中では「コーンガン」は証拠物（又は現場で発見され押収された証拠物という意味で押収物）とし、「ラックターン」は証拠と訳すこととした。

上記出来事は、当職のラオス法や司法制度に対する調査不足やラオス語に関する知識不足が原因で生じた面は否めず、法令翻訳の難しさを実感した事例として本稿でご紹介するのは、これまでに様々な翻訳現場でこの問題に取り組み悩んでこられた方に対し失礼なのではないかとも考えたが、この出来事は当職に法令翻訳の難しさと同時に、以下で述べる通り法令翻訳の楽しさを教えてくれた出来事でもあったためご紹介させていただいた。

当職は、上記の通り、本活動を通じ、法令翻訳の難しさを感じた一方で、その「面白さ」も感じた。当職の感じた法令翻訳の「面白さ」は二つあった。

一つは「難しさ」の裏返しでもあるが、法令翻訳の奥深さである。日本とラオスという二つの国の法律や司法制度の違い、日本語とラオス語の違いから、「完全な法令翻訳」¹⁶なるものはおそらく存在しないと思われる。しかしながら、その状況、すなわち、完全な法令翻訳が存在しないと推定される状況で、なお翻訳の正確性と読み手のわかりやす

¹⁴ 前掲拙稿 ICD NEWS 第78号参照。

¹⁵ ご存知の方も多いと思うが、ラオスとタイ（特に東北部）は言語が近い。ラオスの法律用語の中にはタイ語をそのまま使っているものもある。

¹⁶ 原文（ラオス語）の意味を変えずに、わかりやすい日本語に翻訳することを想定している。

さを求めて最適の翻訳を探すという作業は、当職に「刑事裁判において立証可能な事実（真実）を探求する」という検察官の職務（やりがい）を思い出させてくれるものであると同時に、当職にラオスと日本の法律や司法制度、ラオス語と日本語の理解をより深め、言語も文化も政治体制も司法制度も違う国における「法文化の調和」の存在¹⁷をも想像させるもので、知的好奇心を大いに刺激するものであった¹⁸。

もう一つは、複数のラオス法の日本語訳を「六法」という形にまとめ、法制度整備支援関係者だけでなくそれ以外の方にも長きにわたって利用していただく仕組みを作る作業の面白さである。

既に述べてきたが、当プロジェクトは、当プロジェクト活動だけでなく、広くラオスに進出している（進出を検討している）日本企業の活動やラオス在住日本人の生活などにも役立てていただく目的で、本活動を開始した。そのため、本活動の成果物である「ラオス六法」の利用者は、ラオス法制度整備支援関係者だけでなく、企業関係者や法制度整備支援とは関係がなくラオスに関心のある方などが想定された。そして、当プロジェクトは、JICA本部やICD等の関係機関とも相談し、上記想定される利用者が当プロジェクト編集による「ラオス六法」を永続的に利用するに当たり必要な条件として、①利用者にとって必要な法令が高品質に翻訳されてまとめられていること、②法改正や新法にも①の条件を保った状態で対応できること、と整理した。

そこで、当プロジェクトは、①の条件の中の「利用者にとって必要な法令を掲載する」を満たすために、36本の法令を選定するに当たり、当プロジェクトや関係機関との協議だけで決めることはなく、利用者のニーズをできる限り把握するために「3本活動の概要」でも紹介したようにアンケートを実施した。また、当プロジェクトは、①の条件の中の「高品質に翻訳されている」を満たすために、前記日本法令の外国語推進事業の作業内容や司法現場での通訳翻訳業務の内容等を参考にして¹⁹、外部の日本語ラオス語翻訳者が翻訳した法令翻訳の原案について、前記「3本活動の概要」でも紹介したように、「法律用語や法律的言い回し」についてラオス法司法制度を理解した当プロジェクト法律専門家及びICD教官が、「ラオス語表現」について日本語ラオス語司法通訳

¹⁷ 当職は、日本には日本独自の法律に対する考え方（日本の法学）、フランスやドイツにはフランスやドイツ独自の法律に対する考え方、アメリカにはアメリカ独自の法律の考え方があるように、ラオスにもラオス独自の法律に対する考え方（ラオスの法学）があると考えている。当職は、各国独自の法学に対する相互理解を深めることで、異なる点と似ている点が共通のルールの下で整理され、法文化レベルにおける共通認識を持つことが可能となり、ひいては「法の支配」という概念を真の意味において法治国家間で共有できるようになるのではないかなどと考えている。

¹⁸ 当職はラオス語の読み書きが全くできないが、AI翻訳やナショナルスタッフの助け、他の援助機関等が作成した英語に翻訳されたラオス法の資料を使うなどして、「企業倒産法」や「弁護士法」（2016年に改正された部分のみ）の翻訳に挑戦したが、この作業も非常に知的好奇心を刺激するものだった。

¹⁹ 「日本法令の外国語推進事業」で利用されている「法令外国語訳の手引き」や、司法通訳翻訳（警察や検察庁における捜査取調べ、公判準備、公判や拘置所等の刑事施設での矯正処遇、保護観察所での指導、入国管理庁での出入国や退去強制審査・警備・難民認定等）で利用されている「法律用語対訳集（タイ語編）」などを参考にしてチェックを行った。

翻訳を可能とする川村専門家がダブルチェックすることとした。なお、チェックの際、翻訳の正確性や表現の統一性には限界があることをチェック担当者間で共有した上で、利用者には日ラオスの法整備支援関係者以外も含まれることを念頭に、ラオス語原文の意味を崩さない限りでなるべく平易でわかりやすい日本語表現を採用するよう心掛ける一方で²⁰、飽くまでも本活動は法整備支援プロジェクトの活動として行うものであることから、実際の活動の際に日本側ラオス側の相互理解を助け、将来の翻訳研究等に活かす意味で、両国の法律や司法制度、言語の問題に起因する翻訳上の問題点はできる限り「脚注」という形で検討した問題意識を利用者に伝えるようにした。

そして、当プロジェクトは、②の条件を満たすために、どのような体制で新法や法改正の翻訳に対応するのが適切かという点について、JICA本部、JICAラオス事務所、ICD、JETROビエンチャンオフィス、ビエンチャン日本人商工会議所などと協議した。この点に関する最終結論は現時点²¹ではでていないが、その理由の一つは「利用者にとって必要な新法や改正法を高品質に翻訳する」とことと「ラオス六法を長く利用可能な状態として維持管理する」ことの両立をどのようにするのが適切か非常に悩ましいからである。これはすなわち、第一版のラオス六法作成を主体的に行った当プロジェクトが、新法や改正の対応についてどの程度関わるのが適切かという問題でもある。当プロジェクトは2023年7月に終了し、その間に専門家の入れ替わりも予定している。さらには、今後、ラオス六法に掲載することを期待される法令として、例えば、ビジネスや生活に関する基本法以外に、保健、環境、税、教育、建築などの様々な専門分野に関する法律が予想される。もっとも、これらの専門的法律のチェックは、特に内容の正確性の面について、ラオス法や司法制度に精通している当プロジェクトの法律専門家では足りず、これらの分野の専門家の知見提供を受ける必要がある。すなわち、ラオス六法の改訂作業体制として、専門的法律の場合には、第一版作成の際に採用した体制以外に、外部翻訳者による翻訳内容を、第一次的に、先に挙げるなどした分野の専門家に確認いただき、第二次的に、当プロジェクトの専門家が法律的言い回し（法律用語や司法制度との関係）やこれまでの法律で使った言葉との表現の統一性等の観点から確認する体制も整備されることが望ましいが、その整備については他機関の協力がこれまで以上に必要となり、予算や人員等の問題もあることからもう少し議論が必要な状況にある。

もっとも、上記のような仕組みづくり作業は、「複雑な社会的課題に、様々な機関や個人と協力し、様々な解決方法を模索して、一つの解決方法を決定し実行する」という

²⁰ 当職は、法令翻訳において、翻訳文が原文と同様の意味・効果をもつことはありえず（その意味で文学作品の翻訳などとは異なるものと理解している。）、飽くまでも原文（今回で言えばラオス語で書かれた法律）がオリジナルであり唯一規範性をもつものであって、翻訳された日本語のラオス法に規範性はない（オリジナルのラオス語の法律と同様に考えることはできない。）と考える。すなわち、日本語に翻訳されたラオス法は、ラオス法の概要を知る手掛かりとはなるものの、この日本語をもとに法解釈等を行うことはできないということで、この点はラオス六法の前書でも注意事項として触れる予定である。

²¹ 本稿執筆時である2019年9月末現在。

専門家業務の醍醐味の一つであり、こちらも知的好奇心を大いに刺激するものであった。

5 おわりに

本活動は以上のような考えの下で実施されたもので、その成果物である「ラオス六法」は2020年1月以降適宜の時期に冊子版とWEB版として公開される予定である。読者の皆様にも是非一度目を通していただき、様々なご意見等をいただければ幸いである。また、本稿では専門家業務の一部として本活動をご紹介させていただいたが、本稿を通じて多種多様な専門家業務に関心を持っていただければ、望外の幸せである。

ラオス法律名リスト 2019年9月30日現在（ラオス国民議会サイト）

1	請願解決法	2016
2	国家監査法（クワッドガー ラット）	2017
3	刑事訴訟法	2017
4	災害防止法	2007
5	汚職防止法	2012
6	国会と県議会による監督監視法	2016
7	判決執行法	2008
8	国会議員県会議員選挙法	2015
9	人民公安隊法	2017
10	裁判所費用法	2006
11	国民議会法	2015
11A	国民議会法のうち一部条文改正法	2016
12	人民裁判所法	2017
13	公証法	2009
14	国籍法	2017
15	ラオス人民軍兵士法	2018
16	徴兵法	2013
17	ラオス政府法	2016
18	刑法	2005
18A	146条が改正され、麻薬法75条76条の改正と共に新法として発布	2012
19	地方行政組織法	2015
20	人民検察庁法	2017
21	家族登録法	2018
22	弁護士法	2016
23	犯罪者外国引渡法	2012
24	法令制定法	2012
25	民事訴訟法	2012
26	少年事件手続法	2013
27	国家公安維持法	2014
28	軍裁判所法	2014
29	軍検察法	2014
30	ラオス国内における外国人の出入国と管理法	2015
31	県議会法	2015
31A	県議会法一部条文改正法	2016
32	人身売買防止法	2016
33	国家防衛法	2016
34	国家公務員法	2015
35	国家監査庁法（クワッドソープ ヘーン ラット）	2016
36	条約と国際協定法	2017
37	国家予算による購入－雇用法	2017
38	裁判官法	2017
39	農業法	1998
40	経済紛争解決法	2018
41	陸上運輸法	2012
42	契約執行担保法	2005
43	陸上交通法	2012
44	投資促進法	2016
45	観光法	2013
46	テレコミュニケーション法	2012
47	会計法	2013
48	航空法	2018

刑法典施行により廃止

新民法典

49	郵便法	2013
50	保険法	2011
51	治療医療法	2015
52	企業倒産法	1994
53	畜産と獣医学法	2016
54	所有権法	1990
55	契約内及び契約外債務法	2008
56	国家予算法	2015
57	租税法	2015
58	国家財産法	2012
59	知的財産法	2017
60	道路法	2016
61	土地法	2019
62	商業銀行法	2018
63	国立銀行法	2018
64	森林法	2007
65	水と水資源法	2017
66	都市計画法	2017
67	関税法	2011
67A	関税法一部条文改正法	2014
68	電気法	2017
69	規格法	2014
70	薬品と医療製品法	2011
71	中小企業促進法	2011
72	食品法	2013
73	付加価値税法	2018
74	工業加工法	2013
75	消費者保護法	2013
76	統計法	2017
77	AIDS/HIV防止法	2010
78	植物保護と検疫法	2016
79	漁業法	2009
80	建築法	2009
81	鉱物法	2017
82	水道法	2009
83	国家投資法	2016
84	測量法	2013
85	企業法	2013
86	電子取引法(e-transaction)	2012
87	多様な運送法(multi-transportation)	2012
88	証券取引法	2012
89	灌漑法	2012
90	科学とテクノロジー法	2013
91	バイオテクノロジーの安全法	2013
92	独立監査法	2014
93	マネーロンダリングとテロ資金防止法	2014
94	外国通貨管理法	2014
95	コンピュータ犯罪防止法	2015
96	情報通信技術法	2016
97	ビジネス競争法	2015
98	電子情報保護法	2017
99	無線電波法	2017
100	化学物質管理法	2016

新民法典
新民法典

101	商品の外国輸入による影響からの製造者保護法	2017
102	金融決済システム法	2017
103	テクノロジー伝達法	2017
104	環境保護法	2013
105	女性開発保護法	2004
106	衛生、病防止、健康推進法	2011
107	労働組合法	2017
108	スポーツ体育法	2012
109	水生・野生動物法	2007
110	マスメディア法	2016
111	国家遺産法	2013
112	遺産と遺産相続法	2008
113	麻薬法	2008
113A	麻薬法75条76条改正と刑法146条改正法	2012
114	家族法	2008
115	ハンディクラフト法	2008
116	労働法	2013
117	児童の権利と利益保護法	2006
118	出版法	2008
119	ラオス建国戦線法	2018
120	タバコ管理法	2009
121	人民革命青年同盟法	2017
122	図書館法	2012
123	女性同盟法	2013
124	社会保険法	2018
125	職業教育法	2014
126	女性と子どもへの暴力防止法	2014
127	アルコール飲料統制法	2015
128	教育法	2015
129	芸術公演法	2017
130	ラオス赤十字法	2017
131	伝染病予防と管理法	2017
132	気象と水文法	2017
133	病気予防ワクチン法	2018
134	退役軍人法	2018
135	公益債務法	2018
136	土地と職業の割当法	2018
137	刑法典	2017
138	広告看板法	2018
139	電子署名法	2019
140	鉄道法	2019
141	健康保険法	2019
142	身体障害者法	2019
143	ラオス人民民主共和国在外公館法	2019
144	放射線からの安全管理法	2019
145	憲法	2015

新民法典